

【対象：2020年度以降入学の学部生】

予算の範囲内で家計基準・学力基準をもとに選考を行います。予算状況や申請者数等により、基準を満たしても、必ずしも免除が許可されるわけではありません。

※1 家計基準（収入・所得限度目安）

基準となる金額は所得の種類、世帯の構成員により一概に言うことはできません。

世帯構成		給与収入の場合 総収入金額（控除前の額）	事業所得の場合 総所得金額
④ 4人世帯	父（所得者）・母（無職）・本学学生・兄弟1人	590万円程度	350万円程度
⑤ 5人世帯	④の4人世帯 + 兄弟1人	630万円程度	380万円程度

※ 私費外国人留学生の家計基準は別途定める。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。

※2 学力基準

- ・ 新入生の入学期における学力基準は、本学入学試験の合格をもって、基準該当者とします。
- ・ 入学した日が含まれる学期の次学期以降については、累積 GPA 値が 2.67 以上〔私費外国人留学生は 2.47 以上〕の者を基準該当者とします。
- ・ 修業年限を超えて在学する場合、留年している場合又は修得単位数が各学部で定める標準修得単位数(下表参照)を満たさない場合は、免除の対象外となります。ただし、その事情が、病気等やむを得ないと認められる場合は、「学力の特例基準該当者 事情書」及び証明書類により対象となることがあります。

課程	標準修得単位数
医学部以外の学部	【前期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) 【後期】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-0.5)
医学部	【前期・後期共通】卒業要件単位数÷最短修業年限×(当該学生の学年-1) ※ただし、進級に必要な単位数の方が小さい場合はその数

※ この標準修得単位数はあくまで授業料免除の学力判定の基準であって、この単位数を修得すれば進級・卒業できるというものではありません。

- ・ 本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、学力基準を問いません。
(前期であれば4月1日、後期であれば10月1日の前半年以内に該当する事実が発生した場合に限る)